

○国立大学法人金沢大学公益通報実施要領

(平成 19 年 4 月 1 日規程第 830 号)

改正

第 1 趣旨

この要領は、国立大学法人金沢大学公益通報者保護規程(以下「規程」という。)第 16 条の規定に基づき、公益通報及び相談の方法等に関する必要な事項を定めるものとする。

第 2 宛先

規程第 6 条第 1 項に定める電子メール又は封書の宛先は、次のとおりとする。

- (1) 専用メール koueki@adm.kanazawa-u.ac.jp
- (2) 封書宛先 (親展と記載)

ア 国立大学法人金沢大学総合相談室(〒920-1192 金沢市角間町)

イ 松本哲哉弁護士(〒920-0902 金沢市尾張町一丁目七番一号 山崎法律事務所)

第 3 記載事項

公益通報及び相談には、次の事項を分かれる範囲で記載するものとする。

- (1) 法令違反行為が行われた日時
- (2) 法令違反行為の具体的な内容
- (3) 法令違反行為者の所属、職名、氏名
- (4) その他参考事項(他にその事実を知っている者はいるか、行為者に法令違反を指摘したことはあるか、監督者等に相談したことはあるか等)

第 4 注意事項

公益通報及び相談は、誠実に行わなければならず、専ら個人的利益、私怨又は誹謗・中傷を目的として行ってはならない。

附 則

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 11 月 18 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。